

防災行政無線を使った全国瞬時警報システム(Jアラート) 全国一斉訓練を実施します
 問合先 安心安全推進課防災担当

市では、全国瞬時警報システム(Jアラート)を整備しています。これは、国から送られてくる緊急地震速報や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星を通じて受信し、市の防災行政無線で瞬時にお伝えするシステムです。今回、このシステムを使用した全国一斉の緊急地震速報訓練と情報伝達訓練を実施します。

訓練用緊急地震速報の放送

日時 11月5日(木)10時ごろ

放送内容 「チャイム音」こちらは防災つるがしまです。ただいまから訓練放送を行います。(緊急地震速報チャイム音+緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。)×3回 こちらは防災つるがしまです。これで訓練放送を終わります。(チャイム音)」

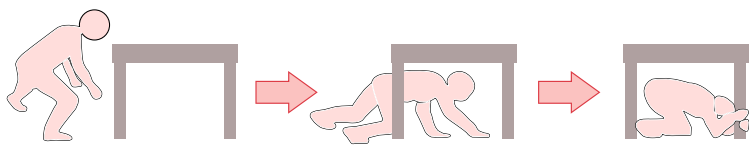
※緊急地震速報チャイム音は、実際の緊急地震速報と同じ警報音が流れます。

放送を聞いたなら、自分の身を
守る行動をとってみましょう。

情報伝達訓練の実施

日時 11月25日(水)11時ごろ

地震の揺れから身を守る「3つの安全行動」



①姿勢を低く!

②頭や体を守る!

③揺れが収まるまでじっとする!

放送内容 「チャイム音」これはテストです。×3回+こちらは防災つるがしまです。(チャイム音)」
 ※どちらの訓練も、災害時などは訓練を中止する場合があります。
 ※放送が流れると、防災ラジオからも放送が流れます。

競争入札参加資格審査申請追加受付

平成28年度に市が発注する「物品・その他」の競争入札参加資格審査申請の追加受付を行います。

受付期間 12月1日(火)~14日(月)

その他 提出要領および申請書などは、市ホームページからダウンロードできます。

申請・問合先 財政課契約担当へ郵送(受付期間内必着)

差押不動産の公売(入札)

日時 11月25日(水)13時30分~14時

場所 川越地方庁舎4階大会議室(川越市新宿町1-17-17ウェスタ川越内)

公売物件 土地付建物

所在 鶴ヶ島市大字太田ヶ谷地内

その他 公売の手続き・公売財産などの詳細については収税対策課で配布している「不動産公売広報」をご覧ください。なお、市ホームページでも情報を掲載しています。

問合先 収税対策課高額担当

保留地公売のお知らせ

坂戸都市計画事業若葉駅西口土地区画整理事業地内の宅地(保留地)を一般競争入札により公売します。

街区番号	画地番号	面積(m ²)	最低価格(円)	備考
34	11	約146	22,630,000	若葉駅から約650m、徒歩約9分/学校区 杉下小学校、藤中学校/上広谷児童館 徒歩3分/第一種中高層住居専用地域、地区計画区域
	17	約146	22,630,000	

受付日時 11月2日(月)~12月25日(金)9時~17時

※土・日曜日、祝日は除く

受付場所 市役所2階区画整理課

入札日時 平成28年1月13日(水)9時30分受付、10時入札開始

入札場所 市役所1階102会議室

※申込みをされる方は、必要提出書類などがありますので、あらかじめ「保留地公売案内」(区画整理課窓口または市ホームページからご覧いただけます)をご確認の上、申込みをしてください。

問合先 区画整理課事業担当



保留地公売地(若葉駅西口地区)



保留地形状図

教育委員会教育長の就任

教育委員会教育長の浅子藤郎さんが任期満了となり、10月1日付けで再任されました。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、本市では、10月1日から教育委員会の委員長と教育長を一本化した新教育長制度に移行しました。教育委員会教育長および委員の構成は次のとおりです。

教育長 浅子藤郎 教育長職務代理者 石澤良浩
 委員 細野啓子 委員 高篠雅恵
 委員 萩原秀雄

問合先 教育総務課総務担当

埼玉りそな銀行と包括連携協定を締結

9月25日、埼玉りそな銀行と、産業・経済の振興、まちづくりに関することなど11分野にわたる連携協定を締結しました。この協定を契機に、本市の地域資源を活かし、観光や農業、商工業の活性化など、地域を元気にしていきます。



(左から埼玉りそな銀行 池田一義社長、藤縄市長)

問合先 秘書政策課政策担当

交通事故などで治療を受けるときは届け出を

国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者が、交通事故やけんか、飼い犬に手を噛まれたなど、第三者の行為によってけがや病気になり保険証を使用する場合、治療前に届け出が必要です。また、事前に届け出なく加害者から治療費を受け取ったり、示談に応じたりすると、国民健康保険または後期高齢者医療制度から医療費の給付が受けられなくなりますのでご

注意ください。なお、次のような場合には、保険証は使用できません。

- ①けんか、酒酔い運転によるけが(社会的に非難される不法行為など)
- ②仕事中や通勤途上のけがや病気(労災保険や他の保険の対象となるもの)

問合先 保険年金課国民健康保険担当、高齢者医療担当

平成27年分年末調整説明会

月	日	時間	場所
11	16(月)	14時～16時	坂戸市文化会館「ふれあ」 坂戸市元町17-1
	17(火)		三芳町文化会館「コピスみよし」 三芳町大字藤久保1100-1
	19(木)		川越市やまぶき会館 川越市郭町1-18-1

※川越市内において開催する説明会については、市民会館が閉館となったため、市民会館隣のやまぶき会館で行いますので、お間違いないようお越しくください。

どちらの会場でも受講できますので、ご都合に合わせてご出席ください。

川越税務署では、管内の源泉徴収義務者の方々を対象に平成27年分源泉所得税の年末調整説明会を次の日程により開催します。

平成27年分青色申告・白色申告決算説明会

月	日	時間	内容	場所
11	27(金)	13時30分～15時30分		川越税務署(4階会議室) 川越市並木452-2
12	2(水)	9時30分～11時30分	青色申告 決算説明会 (事業所得)	川越市南公民館 川越市新宿町1-17-17
	3(木)	13時30分～15時30分		毛呂山町福祉会館(ウィズもろやま) 毛呂山町岩井西5-16-1
	4(金)	13時30分～15時30分		坂戸市文化会館「ふれあ」 坂戸市元町17-1
	7(月)	13時30分～15時30分		川越市南公民館 川越市新宿町1-17-17
	15(火)	13時30分～15時30分		三芳町文化会館「コピスみよし」 三芳町大字藤久保1100-1
11	27(金)	9時30分～11時30分	青色申告 決算説明会 (不動産所得)	川越税務署(4階会議室) 川越市並木452-2
12	8(火)	9時30分～11時30分	白色申告 決算説明会 (不動産所得)	
		13時30分～15時30分		
12	9(水)	9時30分～11時30分	白色申告 決算説明会 (事業所得)	
		13時30分～15時30分		
		9時30分～11時30分		
12	10(木)	9時30分～11時30分	白色申告 決算説明会 (事業所得)	
		13時30分～15時30分		

平成27年分青色申告・白色申告決算説明会

川越税務署では、青色申告・白色申告をされている方々を対象に、青色申告決算書や収支内訳書の作成方法、作成にあたっての注意点などについて、次の日程により説明会を開催します。事業所得の説明会を希望される方は、どちらの会場でも受講できますので、ご都合に合わせてご出席ください。

※各説明会の駐車場が狭いため、来場にはなるべく電車・バスなどを利用してください。

049-235-9411
 (このページのお知らせは全て自動音声「2」を選択してください。)

11月は「いじめ撲滅強調月間」です



埼玉県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。いじめに遭ったり、気が付いたりしたら、一人で悩まずご相談ください。

電話相談窓口

○よい子の電話教育相談(24時間365日対応)

子供専用(18歳以下)(☎0120・86・3192)

保護者専用(☎048・556・0874)

Eメール相談 Soudan@spec.ed.jp

いじめメール相談フォーム(右のQRコードから入れます。)



○ヤングテレホンコーナー(埼玉県警察少年サポートセンター)

(月～土曜日/祝日・年末年始を除く8時30分～17時15分)(☎048・861・1152)

○子どもスマイルネット(毎日/祝日・年末年始を除く10時30分～18時)(☎048・822・7007)

○埼玉いのちの電話

こどもライン(18歳以下)(☎048・640・6400)
(金・土曜日のみ 15時～21時30分)

相談電話(☎048・645・4343(24時間365日対応))

○さいたまチャイルドライン(毎日/年末年始を除く16時～21時)

子供専用(18歳以下)(☎0120・99・7777)

○埼玉県こころの電話(月～金曜日/土・日曜日・祝日・年末年始を除く9時～17時)(☎048・723・1447)

○子どもの人権110番

※さいたま地方法務局人権擁護課所管(月～金曜日/祝日・年末年始を除く8時30分～17時15分)(☎0120・007・110)

問合せ 埼玉県県民生活部青少年課(☎048・830・5858)

【鶴ヶ島いじめ専用ダイヤル】

(☎049・279・5144)

- ・月～金曜日の9時～16時30分。
- ・鶴ヶ島市内小・中学校に在籍する児童生徒およびその保護者が対象です。
- ・時間外の場合は、留守番電話に録音してください。

【鶴ヶ島いじめ相談メール】

☞ijimesoudan@city.tsurugashima.lg.jp

- ・いじめの相談専用です。
- ・メールをもらったあとは、電話で相談します。

問合せ 教育センター(☎049・287・3858)

11月は「子ども・若者育成支援強調月間」です

青少年の深夜外出については、犯罪などに巻き込まれることが危惧されるほか非行の原因にもなることから、県の青少年健全育成条例においてこれを制限しており、保護者などに対する義務や、深夜営業を行う店舗に対する規制が設けられています。

これに基づき、市青少年健全育成連絡協議会では、市内5地区の青少年健全育成推進協議会と連携し、深夜営業を行う店舗への青少年の帰宅推奨のお願いや防犯パトロールなどを実施し、地域で子どもたちの見守りを行っています。

青少年健全育成推進協議会では、市と地域が協働し自治会、小・中学校、PTAの方々が会員となり、市内5地区(各中学校区に1地区)の青少年健全育成推進協議会があります。

青少年の育成と安全な地域づくりのために様々な活動を行っています。各地区の主な活動を紹介します。

【活動内容】

- 街頭巡回指導●防犯パトロール●有害情報閲覧制限の啓発●子ども体験教室(スポーツや野菜の収穫など)●講演会●朝のあいさつ運動●違反簡易広告物の除却作業●広報紙の発行●各地区のイベントへの協力



問合せ先 市青少年健全育成連絡協議会事務局(こども支援課子育て支援担当)

地域交流フェスティバル

鶴ヶ島市第四地区青少年健全育成推進協議会主催による地域の子どもから大人まで楽しく交流を図るイベントを開催します。

お誘い合わせの上、是非お越しください。

日時 11月28日(土)13時30分～15時(予定)

内容 埼玉県警察音楽隊による演奏およびカラーガード演技(新町小学校校歌・西中学校校歌、童謡合唱など)

問合せ先 西市民センター(☎049・286・7899)

11月は児童虐待防止推進月間です

標語 「もしかして」 あなたが救う 小さな手

※平成27年度「児童虐待防止推進月間」標語として全国公募により選定された作品です。

「児童虐待防止推進月間」は、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図ることを目的に、平成16年から毎年、11月に実施されています。児童虐待の件数は依然として増加しており、大切な子どもの命が奪われる悲しい事件も後を絶ちません。

地域の方々のちょっとした「目くばり」「気くばり」で子どもを虐待から救えます。「おや?」と気になることがありましたら迷わずご連絡ください。

虐待相談受付件数

	平成21年度	平成26年度
埼玉県	2665	7028
川越児童相談所	404	1022

【児童虐待に関する連絡先】

児童相談所全国共通ダイヤル(☎189)

川越児童相談所(☎049・223・4152)

鶴ヶ島市役所こども支援課

年金相談を実施します ～11月は「ねんきん月間」です～

川越年金事務所の職員による年金相談を実施します。保険料の納付や受け取る年金のことなど、年金制度に関してわからないことがあれば、この機会にぜひご相談ください。

日時 11月19日(木) 10時～15時

場所 市民活動推進センター

その他 年金手帳、年金証書などをご持参ください。本人以外に関する相談には、委任状が必要です。

問合せ先 保険年金課国民年金担当

国民年金保険料の社会保険料控除について

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

控除の対象となるのは、平成27年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料、また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(お子様等)の負担すべき保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

社会保険料控除を受けるためには、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(平成27年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

問合せ先 保険年金課国民年金担当

老齢年金を受給されている皆さんへ

老齢年金は、雑所得として所得税や住民税の課税対象とされています(障害年金、遺族年金は課税されません)。

老齢年金の年金額が所得税などの課税対象(65歳未満の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上)となる方に対して、11月中に日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、内容をご確認の上、提出期限までに必ず提出してください。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税などの源泉徴収税額が多くなる場合もありますのでご注意ください。

問合せ先 保険年金課国民年金担当

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請はお早目に

臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金は11月30日(月)で申請の受付を終了します。

受付期間中に申請書を提出しない場合、給付を受けることができませんので、ご注意ください。

対象となる方 臨時福祉給付金は、住民税(均等割)が非課税の方(住民税課税者の扶養親族などを除く)、子育て世帯臨時特例給付金は、児童手当の受給者の方。申請書が届いていない場合は、ご連絡ください。

※18歳以上の方で平成26年中の収入の申告がされていない方は、臨時福祉給付金が支給されませんので、申告をお願いします。

※平成27年度の児童手当の現況届を提出されていない方は、子育て世帯臨時特例給付金が支給されませんので、提出をお願いします。

問合せ先 福祉政策課(臨時福祉給付金)、こども支援課(子育て世帯臨時特例給付金)

ひとり親家庭児童就学支度金支給制度のご案内

埼玉県では、ひとり親家庭の児童が中学校へ入学するときの就学支度金を支給する制度を設けています。次に該当する方は期限までに申請してください。

対象 母子家庭の母、父子家庭の父または父母のいない児童を養育している方で、平成28年4月に中学校へ就学予定の児童を養育している市町村民税非課税世帯の方(生活保護受給世帯を除く)

※市町村民税非課税世帯とは、申請者および申請者と同居している扶養義務者のそれぞれの平成26年分の所得額によって、市町村で市町村民税(所得割・均等割)が課税されている方がいない世帯です。

支給額 中学校入学児童1人につき1万円

申込み 12月25日(金)までに申請書に必要事項を記入し、振込金融機関が確認できるもの(通帳など)を持参の上、直接こども支援課子育て支援担当。申請期限を過ぎますと受付できません。対象となると思われる方には、申請書を11月中に送付します。

問合せ先 こども支援課子育て支援担当、県少子政策課手当・ひとり親家庭支援担当(☎049・830・3337)

国民年金保険料「5年の後納制度」開始

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、平成27年10月1日から3年間限りの特例として開始されました。※老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできませんのでご注意ください。

なお、後納制度を利用する場合、事前に日本年金機構へ申請が必要となります。詳しくは国民年金保険料専用ダイヤル、または川越年金事務所へ問い合わせください。

問合せ先 国民年金保険料専用ダイヤル(☎0570・011・050(050で始まる電話の方は☎03・6731・2015)、川越年金事務所(☎049・242・2657)

PM2.5についてのお知らせ

PM2.5とは、直径2.5マイクロメートル（1マイクロメートル＝0.001mm）以下の粒子のことです。

大気中のPM2.5の濃度の日平均値が、1立方メートルあたり70マイクログラム（1マイクログラム＝0.001mg）を超える」と予測された場合、健康への影響が懸念されます。

このため、県では、この値を超えるおそれがあるかどうかを

1日3回予測し、その結果を8時、12時30分、17時30分にホームページで公表しています。市では、この公表に基づき、この値を超えると予測された場合、

防災行政無線でお知らせします。この場合は、健康への影響を減らすため、以下の対応をお願いいたします。

- 1 不必要な外出をできるだけ避けてください。
- 2 ウォーキングなど屋外での

運動をできるだけ避けてください。

3 換気や窓の閉閉を必要最小限にしてください。特に呼吸器系や循環器系の疾患のある方、子どもや高齢の方は影響を受けやすいと考えられるため、日ごろから健康管理に努め、体調の変化にご注意ください。

当 問合先 生活環境課環境保全担当

（仮称）鳩山新ごみ焼却施設の設置に係る生活環境影響調査書の縦覧について

（仮称）鳩山新ごみ焼却施設の設置に伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく生活環境影響調査書を作成したの
で、「埼玉西部環境保全組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例（平成11年埼玉西部環境保全組合条例第4号）」の規定により、次のとおり縦覧に供します。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する方は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができます。

縦覧期間 11月25日（水）～12月24日（木）9時～17時

ただし、左記の①は土・日曜日を除き、②は土・日曜日および祝日を除く。

縦覧場所 ①埼玉西部環境保全組合 高倉クリーンセンター事務局②鳩山町役場 北部地域活性化推進室

意見書 意見書は所定の様式で提出してください。様式は、縦覧場所または組合ホームページから入手できます。

意見書提出 11月25日（水）～平成28年1月7日（木）（9時～17時。ただし、土・日曜日および年末年始は除く）までに、埼玉西部環境保全組合建設推進室（高倉クリーンセンター内〒350-2223 鶴ヶ島市大字高倉593番地4）へ直接または郵送で（提出期限内の消印有効）。

問合先 埼玉西部環境保全組合建設推進室（☎049・271・1500）

野外焼却は禁止されています！

『埼玉県生活環境保全条例』では、ダイオキシン類などの発生を抑制するため、一定の構造基準を満たす焼却炉を用いずに、野外で廃棄物などを焼却することを原則として禁止しています。

市には、「近所でごみを燃やして煙で困っている」、「野外焼却により洗濯物に臭いがついて困っている」などの相談が寄せられています。

家庭で発生した廃棄物は、野外焼却をせずに、リサイクルできるものと可燃ごみに分別して集積所に出すなど、適切に処理してください。

■次に掲げる野外焼却は、条例の適用から除外されます。

- ①落ち葉焚きなど、日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの
- ②稲わら焼きなど、農業や林業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- ③キャンプファイヤーやどんど焼きなど、風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却

■条例の適用から除外される場合でも、次の点に注意してください。

- ①紙くずやプラスチック類などのごみを混ぜて焼却しない
- ②よく乾燥させて、なるべく煙が出ないように焼却する
- ③風向きを考えて焼却する
- ④火の粉が飛ばないように焼却する
- ⑤焼却を放置しない
- ⑥条例の適用から除外される焼却であっても、なるべく集積所に出す

問合先 生活環境課環境保全担当

1500)

消防情報

『無防備な 心に火災が かくれんぼ』 2015 年度全国統一防火標語

問合せ先 坂戸・鶴ヶ島消防本部 ☎049-281-3119 <http://sakatsuru119.jp/>

秋季全国火災予防運動

『無防備な 心に火災が かくれんぼ』

11月9日(月)～15日(日)は、秋の全国火災予防運動期間です。

平成26年中における管内の火災原因ワースト3

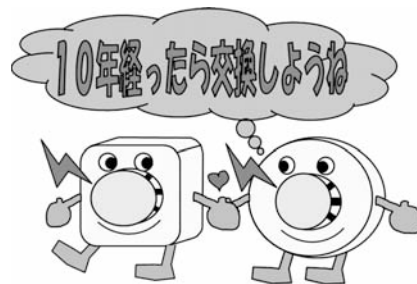
○放火(疑い含む) ○たばこ ○灯火(ろうそくなど)

全国における平成26年中の火災による犠牲者は1678人、うち住宅火災による犠牲者(放火自殺者などを除く)は、1006人で、そのうちの699人(69.5%)が65歳以上の高齢者となっています。

また、逃げ遅れによる犠牲者は544人で、火災による逃げ遅れを減らすためにも、住宅用火災警報器の設置が重要です。住宅用火災警報器の設置がお済みの方は、警報器の点検など、定期的な維持管理をお願いします。

※火災予防に関する相談や住宅用火災警報器の設置については、下記まで問い合わせてください。

問合せ先 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部予防課(☎049・281・3117)



防火ポスター・優秀作品などが決定!!

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、鶴ヶ島市と坂戸市内にある全小学校の児童3・4年生を対象とし、夏休み期間中に『防火に関するポスター』を募集しました。その結果、183点の応募があり、51点が入選しました。

さらに、その中から最優秀作品1点と優秀作品6点を選出しました。

最優秀作品

長久保小学校4年 永井 伶さん

優秀作品

藤小学校4年 渋谷 朋世さん

〃 4年 鈴木 紳竜さん

ほか坂戸市内の小学生4名

これらの優秀作品などは秋季全国火災予防運動期間中、以下のとおり展示します。

展示場所 市役所1階ロビー

展示期間 11月2日(月)～11月16日(月)ただし、土曜日の午後および日曜日、祝日を除く。



最優秀作品

サイレン吹鳴のお知らせ

火災の多発する季節を迎えるにあたり、消防本部、坂戸市消防団および鶴ヶ島市消防団の特別点検が行われます。

当日は、7時に消防職・団員の召集のため、各消防署の屋上サイレンを鳴らしますので、災害と間違えないでください。

日時 11月8日(日)8時

場所 坂戸市民総合運動公園および高麗川河川敷

問合せ先 消防本部庶務課(☎049・281・3118)

消防署を公開します



坂戸・鶴ヶ島消防組合では、11月9日の『119番の日』に合わせて、消防指令センター、鶴ヶ島消防署および坂戸市内の消防署を市民の皆さんに公開します。

119番通報を受ける消防指令センターや消防車など普段あまり見ることがない消防署の内部を見学できます。

日時 11月3日(祝)～9日(月)9時～16時

公開施設 鶴ヶ島消防署、消防本部消防指令センター、坂戸消防署、東分署、西分署

問合せ先 消防本部指令課(☎049・281・3495)

11月1日は「埼玉県女性消防団員の日」

～県下一斉PR活動を実施～

平成元年11月1日、埼玉県内で初めて女性消防団員が採用されました。そこで11月1日を「埼玉県女性消防団員の日」とし、県内各地で一斉に消防団PRの催しが行われます。

鶴ヶ島市消防団では、次のとおりPR活動を実施します。日頃、地域の安心・安全のため活動している消防団にご理解とご協力をお願いします。

日時 11月1日(日)10時～11時

場所 カインズ鶴ヶ島店

問合せ先 消防本部庶務課(☎049・281・3118)